

議案第74号

北上市駐車場条例の一部を改正する条例

北上市駐車場条例（平成3年北上市条例第146号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(駐車料金) 第5条 [略]</p>	<p>(駐車料金) 第5条 [略] <u>2 前項の規定にかかわらず、北上市保健・子育て支援複合施設条例（令和2年北上市条例第〇号）に規定する複合施設の利用者の本通り駐車場の駐車料金は、その駐車した時間のうち3時間までを限度に無料とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年3月22日から施行する。

令和2年12月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上市保健・子育て支援複合施設の設置に伴い、当該施設の利用者の駐車料金の規定を追加しようとするものである。